同居承認申請の手続きについて

市営住宅には入居の許可を得た方以外は住むことは出来ません。当初からの同居家族以外の人を同居させようとする場合には、同居承認申請を行わなければなりません。
※家賃が変更になる場合があります。

§１　同居承認の条件

① 同居後の世帯収入が、１５８，０００円を超える場合は承認できません。（※裁量階層世帯の場合は２１４，０００円）
② 下記のいずれかに該当する場合は承認できません。
（１）不正の行為によって入居したとき。
（２）家賃を３か月以上滞納したとき。
（３）住宅または共同施設を故意にき損したとき。
（４）正当な理由によらないで引き続き１５日以上住宅を使用しないとき。
（５）契約書内の第８条（保管義務）、第９条（使用目的）、第１０条（禁止し、又は制限される行為）の規定に違反したとき。
（６）住宅の借上げの期間が満了するとき。
（７）暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
（８）高額所得者として認定されたとき。
（９）住宅が市営住宅建替事業の施行に伴い除却されるとき。
③ 同居させようとする方が名義人の３親等以内の親族でない場合は承認できません。
④ 同居させようとする方に配偶者がいる場合は、片方のみの同居は承認できません。

§2　必要書類

No.	必要書類の種類	備考
1	市営住宅同居承認申請書	
2	所得課税扶養証明書 ※申請月が１月から５月の場合、源泉徴収票の写しもしくは確定申告書の控も必要です。	・発行後３か月以内のもの
3	住民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税に直近３年分未納がない証明書 例）　納税証明書	・発行後１か月以内のもの
4	名義人と同居させようとする方との関係がわかる書類 例）　戸籍謄本	・発行後３か月以内のもの

§3　注意事項

許可後には速やかに住民票の異動手続きを行ってください。ただし、契約者と同じ世帯に異動してください。同じ部屋に別世帯は認められません。